

第六十九号議案

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例
東京都産業労働局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十八号）の一部を次のように改正する。
別表十九の項の次に次のように加える。

<p>二十 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 （令和元年法律第五十七号）に基づく事務</p>	<p>輸出証明書発行手数料</p>	<p>八百七十円</p>	<p>発行申請のとき。</p>
<p>イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書（農林 水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規 則（令和二年財務省・厚生労働省・農林水産省令 第一号）第四条第一号の衛生証明書に係るもの又 は同条第三号の漁獲証明書等に係るものに限 る。）の発行</p>	<p>適合施設認定申請手数料 一 書類審査及び現地調</p>	<p>二万九百円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
<p>ロ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律 第十七条第二項の規定に基づく適合施設の認定の</p>			

申請に対する審査

査を行う場合

二 書類審査のみを行う

場合

一万四百円

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(提案理由)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の施行に伴い、輸出証明書の発行等に関する手数料に係る規定を設ける必要がある。